

感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）制度規則

2006年1月28日
2014年3月24日改正
2014年4月20日改正
2016年4月1日改正

第1章 総則

第1条 この制度は医療関連の感染制御に貢献できる感染制御認定臨床微生物検査技師（以下、ICMTと略す）の育成を図り、ICD、ICN等と協調して質の高い効果的な感染制御を国民に提供することを目的とする。

第2条 前述の目的を達成するため、感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）制度協議会（以下、協議会と略す）は、感染制御認定臨床微生物検査技師制度を設定し、ICMTを認定する。

第3条 本制度の維持と運営のために、協議会の下に感染制御認定臨床微生物検査技師制度審議会（以下、ICMT審議会と略す）を置く。

第2章 ICMT協議会

第4条 協議会の主たる事務所を、日本臨床微生物学会事務所に置く。

第5条 協議会は、ICMT制度に関する必要事項を審議し、ICMTを認定する。

第6条 協議会は、会長、副会長および委員若干名をもって組織する。協議会委員は、日本臨床微生物学会理事長、日本臨床衛生検査技師会会長、日本臨床検査医学会理事長、日本臨床検査同学院理事長、日本感染症学会理事長、日本環境感染学会理事長、日本化学療法学会理事長、ICMT審議会会長およびその他の若干名を含むものとする。

協議会会長は、各委員の互選により、本ICMT制度が臨床検査技師を認定する制度に鑑みて公平かつ円滑に運営できる高潔な人格、および臨床微生物学と感染症学の両分野に関して高い識見を備えていると客観的に判断できる委員から選出する。副会長、委員は協議会会長が委嘱する。

第7条 協議会会長、同副会長、委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残りの任期とする。

第8条 協議会の開催：協議会会長が必要に応じて招集する。但し、委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示し請求があった時、会長は速やかに協議会を招集しなければならない。

第9条 本制度の実施に関して協議会によって決定された事項は、協議会に属する団体の学会誌等によって各会員へ通告しなければならない。

第3章 ICMT審議会

第10条 目的：ICMT協議会の認証するICMT制度の維持・運営に必要な具体的内容、ならびにその認定制度の実施に関するすべての事項について審議する。

第11条 審議会の主たる事務所を、日本臨床微生物学会事務所に置く。

第12条 審議会は、日本臨床微生物学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院、日本感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会のそれぞれの団体から推薦された若干名の委員をもって構成し、任期は2年とするが、再任を妨げない。審議会会長は、協議会での審議により決定し、協議会会長が委嘱する。ただし、日本臨床微生物学会理事の中から審議会会長代行ないしは／および副会長を選出し、これらを協議会会長が委嘱をすることができる。審議会委員は、審議会会長が委嘱する。なお、協議会会長は審議会会長と兼任はできない。

第13条 委員会

1) 審議会に下記の委員会を置くことができる。

- (1) ICMT 制度あり方委員会
- (2) 申請・更新資格審査委員会
- (3) その他 ICMT 制度実施に必要な委員会

2) 各委員会の委員長は審議会会長による委嘱とする。

3) 各委員会の副委員長および委員は、委員長の推薦により審議会会長が承認、委嘱する。但し、副委員長および委員は、審議会を構成するいずれかの団体の会員でなければならない。

4) 各委員会は、必要に応じて委員の推薦により、委員長の承認を得て学識経験者を置くことができる。学識経験者は、審議会を構成するいずれの団体に属さなくてもよい。なお、学識経験者は、委員会において意見を述べるができるが、議決権はない。

第14条 審議会および委員会の開催は年1回以上とし、審議会会長ないしは当該委員長が委員を招集する。また、必要に応じて会長および委員長は随時各委員会を招集することができる。但し、委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項が示され請求があったときは、会長および各委員長は直ちに当該委員会を招集しなければならない。

第15条 各委員会は委員数の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。各委員会の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは各委員長が決するものとする。

第16条 各委員会は、必要に応じて書記を置くことができる。書記は審議内容を記録して当該委員長へ提出する。

第17条 本制度の実施に関して審議会によって決定された事項は、協議会に属する各団体のホームページおよび日本臨床微生物学雑誌などによって各会員へ通告する。

第4章 ICMT の資格

第18条 ICMT の認定を申請できる者は下記の要件を満たすこととする。

- (1) 書類申請時に認定臨床微生物検査技師である。
- (2) 現時点において認定臨床微生物検査技師の資格が未取得者の場合は、下記(3)～(5)の要件を満たし、認定臨床微生物検査技師の受験申請を同時に提出していること。
- (3) 医療関連の感染制御に関する活動実績があること。
- (4) 所属施設長の推薦があること。
- (5) 感染制御に関する研修プログラムに参加し、30研修単位以上を取得していること。

第5章 ICMT 認定の方法

第19条 ICMT 認定を希望する者は、次の各項に定める書類を ICMT 審議会へ提出する。

- (1) ICMT 認定申請書
- (2) 病院感染制御活動記録証明書
- (3) 所属施設長の推薦状
- (4) 研修単位取得申請書
- (5) 申請料（銀行の払込用紙のコピー）（施行細則）

第20条 ICMT 審議会は毎年1回、申請書類により総合的に評価し ICMT を認定する。但し、第18条の(2)によって申請した者に対する ICMT の認定は、認定臨床微生物検査技師の資格認定試験に合格しなければならない。認定料については別に定める（施行細則）。

第21条 認定期間は5年間とし、認定更新の審査を経なければ引き続いて ICMT を呼称できない。

第6章 ICMT 認定資格の更新

第22条 ICMT 審議会は、認定を受けてから5年を経たときに、要件（施行細則）を満たした者について認定更新の審査を行って ICMT 資格を更新する。認定更新手続きについては施行細則に定める。

第7章 ICMT 認定資格の喪失

第23条 ICMT は次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) ICMT 資格を辞退したとき。
- (2) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (3) 所定の期日までに認定更新を申請しなかったとき。
- (4) ICMT としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

第8章 規則の施行、改廃

第24条 この規則の改廃は、審議会の議決を経て、協議会の承認を受けなければならない。

第9章 補則

第25条 この規則は2006年1月28日から施行する。

感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）制度規則施行細則

2006年1月28日
2008年7月5日改正
2009年10月3日改正
2011年5月14日改正
2011年7月22日改正
2014年3月24日改正
2014年4月20日改正
2016年4月1日改正
2019年3月28日改正
2024年3月11日改正

細則1 総則

この細則は、感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）制度規則の規定に基づき、本制度の維持および実施に必要な事項を定める。

細則2 ICMT 認定・更新に必要な感染制御活動に関する評価基準

次に掲げる各項を評価基準とする。

- (1) 下記 a～g の感染制御活動のうち、1 項目以上を満たし、申請に際しては少なくとも過去 1 年間の活動実績があること（ICMT 認定申請書 2）。更新では継続して活動している証明があること（ICMT 更新申請書 3、または ICMT 更新申請書 4）。
 - a. 感染対策委員会、感染対策チーム（ICT）などが開催する感染制御に関する会議への参加
 - b. 菌検出状況、薬剤感受性データ等の統計資料作成および解析結果の報告
 - c. 病棟等へのラウンド活動
 - d. 学生の臨地実習における感染制御に関する教育
 - e. 医療施設における感染制御に関する研修会の講師
 - f. 教育施設における感染制御学の教育
 - g. 感染制御活動の実践※d～g は「認定臨床微生物検査技師制度指定カリキュラムのセクションⅢ」に該当するものとする。
- (2) 医療機関施設長の推薦（ICMT 認定申請書 3）あるいは自施設施設長の推薦（ICMT 認定申請書 3）があること（認定申請時のみ必要）。
- (3) 感染制御に関する研修プログラムに参加し、30 研修単位以上取得していること。研修単位数は下表により計算する（ICMT 認定申請書 4、ICMT 更新申請書 2）。

分類	項目	単位数	備考
学術集会参加	協議会加盟団体主催の全国学術集会	10	
	同上地区、都道府県学会	3	
	上記以外の団体主催の全国学術集会	8	
	同上地区、都道府県学会	3	
	感染症、化学療法に関する国外学会	10	
	その他(細則1)	3	
学術集会・論文・著書発表	学会・研究会における発表(一般演題):筆頭	8	学術集会参加とは別に取得 依頼原稿、シンポジウム、精度管理事業報告等は不可
	同上:共同	3	
	論文(原著、症例報告)発表:筆頭(細則1)	10	
	同上:共同	5	
	その他の論文、技術解説、総説:筆頭	5	
	同上:共同	3	
	著書発表:筆頭	5	
	同上:共同	3	
講習会参加	講習会、研修会の参加または発表		
	講習会(受験・更新に関する細則2)	10	
	その他(受験・更新に関する細則2)	3	
	厚生労働省委託 院内感染対策講習会	10	
	認定臨床微生物検査技師・ICMT合同講習会	5	
	ICD制度協議会が主催するICD講習会	5	
	ICMT協議会が推薦するセミナー、講習会、教育プログラムへの参加	3	更新単位としてのみ認定する
教育活動	協議会主催の教育活動等(講師・実務委員等)	5	協議会所属7団体を微生物学関連のものに限る
	臨床検査技師養成施設における教育活動	5	

細則 3 申請料

申請料は 5,000 円とする。

細則 4 認定料

認定料は 10,000 円とする。

細則 5 更新料

更新料は 5,000 円とする。

細則 6 認定更新の要件

ICMT は認定を受けてから 5 年後に下記の条件を満たしている場合、認定資格の更新を申請することができる。ただし、正当な理由(病気、海外留学等)により更新期限内に手続きができなかった場合は、理由書を添えて再申請できる。

- (1) ICMT として認定された後も引き続き認定臨床微生物検査技師であること。
- (2) 認定を受けてから 5 年間、病院感染制御や学術活動に継続して貢献するとともに、細則 2 の実績を有し、更新までの 5 年間に 30 研修単位以上を取得した者。単位取得の対象となる講習会、学会の開催時期は認定期間内に開催されたものが対象となる(これら講習会の講師を務めた場合は同等の単位を取得することができる)。

細則 7 認定更新時期の特例

認定更新期間は 5 年間であるが、認定臨床微生物検査技師更新と同時更新を行うことができるものとする。その場合、更新料は認定期間によって下記のとおりとする。また、更新単位については認定臨床微生物検査技師の更新要件を満たしていれば可とする。

- ・ ICMT 認定または更新から 4 年目で更新の場合：4,000 円

- ・ 〃 3年目で更新の場合：3,000円
- ・ 〃 2年目で更新の場合：2,000円
- ・ 〃 1年目で更新の場合：1,000円

細則 8 認定・更新の手続き

(1) 提出書類

【認定申請の場合】

- ① ICMT 認定申請書 (ICMT 認定申請書 1)
- ② 病院感染制御活動記録証明書 (ICMT 認定申請書 2)
- ③ 所属施設長の推薦状 (ICMT 認定申請書 3)
- ④ 研修単位取得申請書 (ICMT 認定申請書 4)
- ⑤ 申請料 (銀行の払込用紙のコピー)

※認定臨床微生物検査技師未取得者は、認定臨床微生物検査技師受験申請に関わる書類一式の同時提出が必要。

【更新申請の場合】

- ① ICMT 更新申請書 (ICMT 更新申請書 1)

但し、認定臨床微生物検査技師と同時更新の場合は、認定臨床微生物検査技師・ICMT 更新申請書 1 を用いる。

- ② 研修単位取得申請書 (ICMT 更新申請書 2)

但し、認定臨床微生物検査技師と同時更新の場合は、認定臨床微生物検査技師・ICMT 更新申請書 2 を用いる。

- ③ 認定臨床微生物検査技師・ICMT 更新申請書 3 (認定臨床微生物検査技師と同時更新の場合のみ)

- ④ 更新料 (銀行の払込用紙のコピー)

(2) 提出先

〒141-0022 東京都品川区東五反田 4-7-25 TY ビル 3 階
日本臨床微生物学会事務局内 ICMT 審議会 宛

(3) 認定・更新手順

ICMT 審議会において、認定・更新申請書類を審査し、協議会で承認の上、要件を満たす者に認定証を交付する。また、ホームページや学会誌等に認定者名簿を掲載する。

付則

- (1) 本細則は 2006 年 1 月 28 日から施行する。
- (2) ICMT の認定・更新手続は年 1 回とする。

以 上